

第1号様式

第3子以降学校給食費
補助金交付申請書

担当	係長	課長	部長	受付	・	・
				決裁	・	・
				施行	・	・

年 月 日

大和市長あて

保護者住所

フリガナ

氏名

日中連絡のつく

電話番号

大和市第3子以降学校給食費補助金交付要領に基づき、次のとおり申請します。

なお、教育委員会が世帯、所得、児童手当、生活保護、納税等の状況及び給食費の納入状況を確認することに同意します。

児童・生徒	氏 名		生年月日		学校名		学年	
	フリガナ							
	第1子							
	フリガナ							
	第2子							
	フリガナ							
	第3子							
フリガナ								
	第4子							
	フリガナ							
第5子								
申請額 (内 訳)		☐ 上半期(4月～9月分) ☐ 下半期(10月～3月分)			千			円
決定事項		☐ 交付する		指令番号		第 号		
		☐ 交付しない(下記理由)		決定日		・		
決定金額				千				円
交付時期		上半期(11月以降) ・ 下半期(4月以降)						
条件及び指示事項 (交付しない場合はその理由)								
備考								
住基確認欄		所得確認欄		納税確認欄		給食費 確認欄		

※太枠の中のみご記入ください。

※小学1年生及び中学3年生、転出入、飲用牛乳アレルギー等は給食費が変更になるため、実費負担分に合わせて決定金額が変更になる可能性があります。

【制度の内容】

- ・大和市立小中学校や公立の特別支援学校の小学部又は中学部に、同時に3人以上在籍する児童生徒の第3子以降の学校給食費を助成します。
- ・私立小中学校に通う児童生徒、保育園や幼稚園などの未就学児、高校生などは3人の人数に含めません。
- ・第3子以降の給食費も通常どおり学校へお支払いいただき、その実費を年2回に分けて助成します。
- ・所得制限（令和6年10月に撤廃された児童手当の所得制限と同様のもの。）があります。また、給食費や市税等に滞納がないことが必要です。
- ・生活保護や就学援助など他の制度で給食費の支給を受けている場合は、助成の対象になりません。

【公立の特別支援学校小学部又は中学部に通う場合は、ご記入ください。】

月額給食費	円
就学奨励費の受給	無 ・ 有（ 全額 ・ 1 / 2 ）

【注意事項】

1. 令和7年1月1日現在、住民登録が大和市以外の方は、1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の令和7年度市県民税課税（非課税）証明書、市県民税決定通知書、確定申告書の写し等令和6年中の所得が分かる書類を添付してください（当該書類で配偶者も所得要件を満たすことが確認できない場合は、配偶者の分も必要です。）。
2. 所得が未申告の場合は、申告の手続きをお願いします。
3. 所得から各種控除額を差し引いた金額が下表の所得制限限度額未満であることが必要です。

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
所得制限限度額	698万円	736万円	774万円	812万円

*詳しくは市のホームページ「児童手当(令和6年9月分手当まで)」をご確認ください。

*扶養親族の人数が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算します。

4. 年度途中で転入や生活保護が停止又は廃止となった場合は、速やかに申請をしてください。